



金沢市公報

号外第27号の2

平成21年(2009年)8月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 告 示	
● 規 則		○ 金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	1
○ 金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1	○ 金沢市中高層建築物の建築に関する指導要綱の一部改正について (建築指導課)	2

規 則

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第63号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第一消防団の表十一屋分団の項中「大桑町(イ、ロ甲、ロ乙、ハ、ホ)」を「大桑町(イ、ロ甲、ロ乙、ハ)」に、「西ノ山1番地」を「西ノ山」に改め、同表崎浦分団の項中「大桑町(イ、ロ甲、ロ乙、ハ、ホ)」を「大桑町(イ、ロ甲、ロ乙、ハ)」に、「西ノ山1番地」を「西ノ山」に、「大桑新町」を「大桑新町 大桑1丁目 大桑2丁目 大桑3丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第192号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(平成16年告示第59号)の一部を次のように改正する。

平成21年8月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第2号キを次のように改める。

キ 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号。以下「景観条例」という。)

第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準に適合していること。

第2条第5号中「景観条例第5条第1項の規定により市長が指定した」を「景観条例第10条第1項の規定により定められた同項第2号に規定する」に改める。

様式第1号中

13 景観計画区域	伝統環境保存区域	該当する	該当しない	を
	伝統環境保存区域 上記以外の区域			

に

改め、同様式の備考第3号中「配置図」を「配置図(植栽の状況が分かるもの)」に改め、「平面図」の次に「、求

積図」を加え、「こまちなみ保存区域及び伝統環境保存区域の区域外にあっては、彩色した立面図」を「伝統環境保存区域及び伝統環境調和区域以外の区域にあっては、彩色が施されたもの」に改める。

様式第2号の備考第3号中「配置図」を「配置図(植栽の状況が分かるもの)」に改め、「平面図」の次に「、求積図」を加え、「こまちなみ保存区域及び伝統環境保存区域の区域外にあっては、彩色した立面図」を「伝統環境保存区域及び伝統環境調和区域以外の区域にあっては、彩色が施されたもの」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成21年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項(新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第5条第1項(旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第193号

金沢市中高層建築物の建築に関する指導要綱(平成元年告示第109号)の一部を次のように改正する。

平成21年8月31日

金沢市長 山 出 保

第4条の表の摘要第1項中「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例(平成元年条例第49号)第5条第1項の規定による」を「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第10条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する」に改める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

平成21年(2009年)8月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)8月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円		印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)